

愛知県公立大学法人再任用に関する規程

(趣旨)

第1条 愛知県公立大学法人教職員就業規則(平成19年度規則第2号。以下「就業規則」という。)第27条第1項の規程に基づき愛知県公立大学法人(以下「本法人」という。)に再任用される職員(以下「再任用職員」という。)の就業に関する事項は、この規程(以下「規程」という。)に定めるものとする。

(定年退職者等の再任用)

第2条 理事長は、定年退職者等(就業規則第25条第1項の規定により退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずる者をいう。)を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務職員の職と同種のもの占める職員の1週間当たりに比し短い時間であるものをいう。(以下「再任用短時間勤務職員」という。))に雇用することができる。

2 前項の定年退職日以前に退職をした者のうち、勤続期間等を考慮して定年退職をした者に準じて再任用を行うことができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの。

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

(法令との関係)

第3条 この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)、その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 理事長及び再任用職員は、それぞれの立場で誠実にこの規程を遵守し、その実行に努めなければならない。

(採用)

第5条 再任用職員は希望者を対象とし採用する。ただし、勤務状況が著しく不良で引き続き職員としての職責を果たしえないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。)に該当する場合には採用しない。

2 再任用職員の任期は、1年を超えない範囲内で定めるものとする。

(採用の手続き)

第6条 再任用職員は、再任用職員採用希望書(様式第1)及び定期健康診断書を別に定める日までに所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の書類の提出があった者に対し面談を行い、勤務実績、実務能力、本人の意欲及び健康状態を把握して再任用職員として採用することについて、総合的に判断するものとする。

3 所属長は、前項により再任用職員として採用することが適当と認める場合、再任用推薦書(様式第2)を作成し、再任用職員採用希望書(様式第1)及び定期健康診断書等を添えて理事長に提出しなければならない。

4 第2項により再任用職員として採用することが適当でないとして所属長が認める場合、理事長に報告しなければならない。

5 採用の判断は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、理事長が行うものとする。

(1) 退職前3年間の勤務成績(人事評価制度実施要綱又は旧勤務評定要綱に基づく評語)

- (2) 知識、技能の保持状況
- (3) 再任用に対する意欲、適性、資格等
- (4) 健康状態

6 第2条に定める定年退職者に準じる者で、再任用を希望する者は、所属長が採用手続きを行うものとする。

7 年度途中で採用を行う場合には、事前に人事課へ協議することとし、採用手続きは所属長がこれを行う。

(任期の更新)

第7条 就業規則第27条による。

(任期の更新の手続き)

第8条 前条により任用期間の更新を希望する者は、雇用期間更新希望書(様式第3)を別に定める日までに所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の書類の提出があった者に対し面談を行い、勤務成績、実務能力、本人の意欲及び健康状態を把握して更新することについて、総合的に判断するものとする。

3 所属長は、前項により更新することが適当と認める場合、再任用推薦書(様式第2)を作成し、雇用期間更新希望書(様式第3)を添えて、理事長に提出しなければならない。

4 第2項により更新することが適当でないとして所属長が認める場合、所属長は理事長に報告しなければならない。

5 更新の判断は、次に掲げる事由を総合的に勘案して、理事長が行うものとする。

(1) 再任用としての期間の勤務成績

ア 常時勤務(課長級以上)の場合: 人事評価制度実施要綱に基づく評語

イ 常時勤務(課長補佐級以下)の場合: 人事評価制度実施要綱に準じて実施する能力発揮度評価の評語等

ウ 知識、技能の保持状況

エ 健康状態

(任期の末日)

第9条 第5条第2項及び第7条の任期の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(退職)

第10条 再任用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職により、再任用職員としての身分を失う。

(1) 雇用期間が満了した場合

(2) 自己都合により退職を願い出た場合

(3) 死亡した場合

2 退職を願い出た再任用職員が就業規則第47条第1項各号のいずれかに該当し、同上の規定により懲戒処分の手続きを行っている場合にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことできる。

(自己都合による退職手続)

第11条 再任用職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、文書でもって理事長に申し出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 再任用職員は、退職願の申出後も、退職する日までの間は、従来の職務に従事しなければならない。

(退職手当の不支給)

第12条 再任用職員には退職手当を支給しない。

(給与)

第13条 再任用職員の給与について必要な事項は、別に定める愛知県公立大学法人給与規程(平成19年規程第18号)による。

(勤務時間、休日、休暇等)

第14条 再任用職員の勤務時間、休日、休暇等については勤務時間休日休暇規程（平成19年規程第30号）の定めるところによる。

（就業規則の準用）

第15条 就業規則のうち、第10条(労働条件の明示)、第28条(解雇)、第29条(解雇制限)、第30条(解雇予告)、第31条(退職後の責務)、第32条(退職証明書)、第34条(誠実義務)、第35条(職務専念義務)、第36条(服務心得)、第37条(信用失墜行為の禁止)、第38条(守秘義務)、第39条(敷地又は施設内の遵守事項)、第40条(兼業及び兼職)、第41条(ハラスメントの防止)、第42条(職務に関する倫理)、第46条(表彰)、第47条(懲戒)、第48条(懲戒の種類)、第49条(文書訓戒等)、第50条(損害賠償)、第51条(安全衛生確保の措置)、第52条(安全衛生教育)、第54条(遵守事項)、第56条(出張)、第57条(旅費)、第58条(公舎等の利用)、第59条(業務上の災害)、第60条(通勤途上の災害)及び第62条(職務発明等)の規定は、再任用職員に準用する。

附 則（平成26年3月26日規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月23日規程第21号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。